

住み替え居住継続支援

居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等により立退きを求められている世帯の円滑な区内転居を支援します。

定期建物質貸借契約終了に伴う立退きを除きます

支援内容

転居後に、①及び②を一時金として助成します。詳細はお問い合わせください。

- ① 引越し業者を利用した運送費用の一部（助成限度額 150,000円）
- ② 転居後の家賃と転居前の家賃の差額の一部（助成限度額 単身世帯 360,000円 二人以上世帯 540,000円）

対象世帯

主な資格要件は次のとおりです。居住する住宅の賃貸借契約等によっては、支援対象とならない場合があります。詳しくは、**問い合わせ先** でご案内します。

- 1 立退きを求められている区内の民間賃貸住宅に引き続き1年以上居住している次のア～ウのいずれかに該当する世帯であること（全員が住民登録していること）

ア 高齢者世帯

65歳以上のひとり暮らし世帯または60歳以上の方のみで構成する65歳以上の方を含む世帯

イ 障害者世帯

次のいずれかの手帳の交付を受けている方を含む世帯
身体障害者手帳1級～4級
愛の手帳1度～3度
精神障害者保健福祉手帳

ウ ひとり親世帯

父又は母のいずれかひとりが、18歳未満の児童と同居し監護している世帯

* 父又は母に代わって祖父、祖母、兄、姉、叔父、叔母のひとりが、18歳未満の児童と同居し監護している場合を含みます。

- 2 区内の民間賃貸住宅に転居すること（家賃や所有者について制限があります。）
- 3 世帯の総所得金額が、次の金額以下であること
単身世帯：2,668,000円
2人世帯：3,048,000円（3人以上は、世帯員1名毎に380,000円を加算します。）
- 4 立退きに係る金銭補償（立退き料）が2,568,000円以内であること
- 5 生活保護法等の規定に基づく給付を受給していないこと
- 6 新宿区住み替え居住継続支援要綱等に規定する支援金を受給したことがないこと

申請手続き

次の①②③の順に申請書、添付書類等を問い合わせ先に提出してください。対象世帯の状況により他の添付書類が必要になることがあります。

	① 支援予定登録申請	② 支援申請	③ 支援金請求
申請時期	立ち退く住宅に居住し、転居先住宅の賃貸借契約を締結する前	支援予定登録期間内に、転居先住宅の賃貸借契約を締結して引越しを済ませ、転居届を出した後	支援決定通知を受けた後
申請書 添付書類等	支援予定登録申請書 住宅所有者申出書 住民票の写し（省略することもできます） 特別区民税・都民税課税証明書又は非課税証明書 立ち退く住宅の賃貸借契約書 立退き理由及び立退き料の額を記載した通知書	支援申請書 住宅所有者申出書 住民票の写し（省略することもできます） 転居先住宅の賃貸借契約書 引越し業者が発行した領収書と見積書 立退料の額が確認できる書類（立退き合意書、立退料が振り込まれた預金通帳等）	支援金請求書 支払金口座振込依頼書 預金通帳 印鑑

問い合わせ先 新宿区都市計画部住宅課居住支援係 直通電話 03-5273-3567

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 本庁舎7階15番 ☎直通 03-5273-3567 FAX03-3204-2386